

第43回千葉県大規模小売店舗立地審議会議事録

1 日 時：平成17年7月26日（火） 午後2時から午後4時まで

2 場 所：プラザ菜の花 3階 なのはな ・

3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（6名）

伊藤（公）委員、（磯村委員）、古宮委員、轟木委員、
長谷川委員、榛澤委員

事務局

商工労働部 鍋木次長

経営支援課 阿部室長、貫井主幹、田中副主幹、
高城副主幹、吉井主査、佐藤副主査

4 開 会：

審議案件概略説明

<事務局> 本日は、第43回審議会の開催をお願いいたしました。委員の皆様には、お忙しい中、また台風接近中という天候の悪い中ご出席をいただき、執行部として厚く御礼を申し上げます。

さて、本日ご審議をいただきます案件でございますが、新設の届出につきまして、フードプラザハヤシ銚子店ほか2件でございます。このほか、既存店に係る変更届出について事務処理を進めさせていただきまして、報告案件とさせていただいたものが馬込沢駅西口ショッピングセンターほか1件でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

成立要件の確認（（審議会運営規程第6条第1項及び第2項の規定により、磯村委員から文書による意見の提出があったことから出席とみなし、県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）

配付資料の確認

議長の選出（県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。）

傍聴者の入室（傍聴者はいなかった。）

議事録署名人選出（議長が榛澤委員と轟木委員の2名を指名した。）

5 議 事：

議題(1) 新設の届出に対する県意見に係る審議は、次のとおりであった。

<伊藤会長> 今ご案内がありましたが、本日、3件の案件ございまして、いずれも新設案件で、事前に伺いますと、最後の案件だけ県の意見がある、あとの2つ

は、原案としては県の意見はなしと伺っております。報告案件が2つございますが、早速、順序どおり審議案件にまいりたいと思います。

最初の案件は審議案件1、フードプラザハヤシ銚子店に係る株式会社ハヤシからの新設届出でございます。

それでは、事務局の方、よろしくお願いたします。

審議案件1「フードプラザハヤシ銚子店」について

<事務局説明> (OHP)

それでは、説明させていただきます。

店舗の名称ですが、フードプラザハヤシ銚子店、所在地は銚子市でございます。建物設置者、小売業者とも株式会社ハヤシでございます。

右側の届出概要ですが、新設日は17年9月7日。店舗面積は1,478㎡となっております。開店時刻、閉店時刻でございますけれども、午前9時から午後10時まで。駐車場の利用可能時間帯として午前8時45分から午後10時15分ということになっていまして、この午後10時以降の15分ぶんにつきまして夜間に入るということとなります。続いて、荷さばき可能時間帯でございますけれども、午前7時から午後5時までとなっております。

(OHP 広域見取図) 銚子市の大きい図が出ていますけれども、上の方に利根川が流れていまして、その河口に当たる部分です。下の方が銚子市の港の部分になるということでございます。その先端の方に立地するということになります。

(OHP 周辺見取図) もう少し拡大した周辺の状況でございますけれども、店舗の左下側の方にケーヨーデイツーが既に立地しております。店舗の上の方になりますけれども、現在はヤックスがオープンしております。周辺は水産加工工場とか、南側の方では住居があるという状況でございます。

9番めの市町村・住民等の意見ですけれども、銚子市からの意見がございました。これは後ほど説明させていただきます。

2ページ目でございますけれども、駐車場の収容台数は充足しております。124台となっております。

駐輪場でございますけれども、駐輪場も指針参考値を上回っていて、充足していると認められます。40台でございます。場所は今お示ししているところでございますけれども、店舗側に近接して設置されているということでございます。

(OHP 建物配置図) 荷さばき施設でございますけれども、123㎡ございまして、同時作業可能台数は2台で、ピーク時に2台ということでございますので、面積的には賄えるということになりまして、必要な配慮がされていると考

えています。図面上では今お示ししておりますピンク色といたしますが、赤みがあったところが荷さばき施設ということでございます。荷さばき車両は店舗の右の方の道路を通過して入り口から入って荷さばきを行って、また別の出口がございまして、そこから出ていくということで、一方通行的な運行計画となっております。

(OHP 来店経路図) 経路の設定でございますけれども、先ほど申し上げましたように、銚子市内でも港の方に近いということで、幹線道路というような道路ではなくて、黒く塗りつぶしてあるところは県道ということでございますけれども、それから1本中に入った通りということになります。下の方からのお客の来店、左の方からのお客の流入ということで、出入口は3カ所設けてございます。この辺の交通飽和度を調べてみましたけれども、交差点で言いますとポートタワー前というのがございますけれども、これが0.236でございます。こちらの方からは大体23%ぐらいの来店客が来るということでございます。もう1つ、下の方のケーヨーデイツー側の交差点でございますけれども、これは0.175という数字になっております。この信号を通るのが左の方からは60%で、上の方の経路からは17%程度が来客として来るというルート構成になっております。このルートにつきましては、チラシ等で周知をしていくということでございまして、必要な配慮はされていると認められます。

歩行者の通行ということで、ここは記載してあるとおりでございますけれども、誘導ラインによって安全性、利便性を確保するということです。

廃棄物の減量化、リサイクル化でございますけれども、折り畳みコンテナを使用して減量化に努める。それから、生ごみ等につきましてはリサイクルをするということでございます。

続いて、4ページ目です。騒音についてお願いします。

<事務局> では、騒音の方を説明させていただきます。

(OHP 予測位置図) 審議会資料10ページ目の周辺見取図とあわせて見ていただいた方がわかりやすいかと思います。

店舗の正面から右隣にドラッグストア、左隣にホームセンターがあります。正面出入口前の道路は市道で、市道をはさんで、会社と倉庫があり、その間に住宅があります。店舗の裏側は空き地と住宅があるという状況です。

(OHP 写真 01) こちらの写真が正面出入口から見た状況です。店舗はまだ工事中ですが、駐車場の方は左隣のホームセンターが既に使用しています。

(OHP 写真 05) 同じ場所からホームセンター側を見たところですが、画面正面にホームセンターがあって、駐車場はもう既に使っている。ホームセンター側の出入口からホームセンターを見たところが下の写真になります。

(OHP 予測位置図) 騒音の予測・評価については、資料の5ページからまと

めてございます。店舗から出る騒音全体を足し合わせて評価する総合的な予測については、A、B、C、D、Eの5地点で計算し、B地点で夜間の指針を超過しています。

(OHP 音源位置図) 店舗の営業は22時までですが、食品スーパーですので、夜間も冷凍機などが動いております。この冷凍機が倉庫のあるBの側に集中しております。水色に塗ったところが24時間動いている設備ですけれども、計算すると指針を超過してしまいます。ただし、5ページの表の下の方にコメントがありますように、全然人の住んでいない倉庫ですので、住居への影響というものはないと考えられます。

(OHP 写真 02) これが夜間が指針を超過するB地点です。店舗と倉庫が近接して、店舗の屋上の倉庫側に騒音源となる機械が集中しますが、人の住む状況ではございませんので、大丈夫だろうということです。

次に、発生する騒音ごとの予測、夜間の最大値を、資料6ページにまとめてあります。これは、夜間、夜22時から朝6時まで動いている設備や車の音の1つ1つの騒音。先ほどは店舗からの騒音の総合的な判断でしたが、今度は1つ1つの騒音がどうなのかという予測を行っているものです。

(OHP 夜間予測位置図) 冷凍機は夜も動いていますし、駐車場も22時半まで使用していますので、夜間も音が出ます。1つ1つの騒音が建物と道路とかの敷地境界でどうかという計算をいたしまして、6ページの表にまとめました。

図の実線は車の走行経路ですが、民家に一番近づいたとき、敷地境界で基準値を超過してしまいます。ただし、保全対象側、人の住んでいる側のうちb2地点では基準値を満足しています。a2地点の方は基準50に対して54という計算結果になったのですが、この現場の音、道路を走る車の音などを、環境騒音と呼びますが、これを、使用する時間帯で実測してみますと、56dBございました。予測が54ですから、店舗関係の車の影響よりも、もともとその付近の音のレベルの方が高いということで、店舗から出る音が生活環境に与える影響は軽微であると考えられます。

結論といたしましては、4ページの検討状況の方にまとめましたように、一部指針値を超過するものの、生活に与える影響はほとんどないと認められると考えております。

騒音がご専門の山下委員にご説明したところ、特に意見はなしというお言葉をいただいております。騒音については以上です。

<事務局> (OHP 建物配置図)

続きまして、7ページの廃棄物の容量でございます。これにつきましては指針値を満足しているということでございます。

続いて、8ページ目でございますが、敷地内の緑化ということですが、これ

につきましては、この店舗の立地に関しまして、当該地が開発行為に当たらないということで、緑地確保の義務はないということになっておりますけれども、店舗自体としては、ある程度の緑地のスペースをとるようにしたい、そのために努力をするということでございます。

銚子市からの意見は、3点ほどありまして、廃棄物関係、騒音関係でございます。再利用等を行ってその減量に努める、騒音規制法の定める特定施設等を設置する場合、届出をすることと、廃棄物については、みずからの責任において適正に処理することという意見でございましたけれども、ここに記載してあるとおり対応をしていくということで、必要な対応はとられていると認められます。

赤羽委員からの意見でございますけれども、フードプラザハヤシ銚子店を含む3件につきまして、特に意見はありませんという意見をいただいております。磯村委員につきましては、これから述べます県意見について異議はありませんということを書面提出をいただいております。その他の今日欠席されている委員からの意見は特にございませんでした。

9ページ目の総合判断でございますけれども、ただいま説明したとおり、1番から5番は周辺的生活環境に配慮すべき事項として配慮がされていると認められます。銚子市の意見についても必要な対応がとられているということで、この店舗の立地に関しまして、指針に照らして必要な配慮がされていると判断いたしまして、県の意見は「なし」と考えております。よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ご苦労さまでした。今の事務局からの説明につきまして、御質問あるいは意見がございましたら出していただきたいと思います。音の方も山下委員はいいとおっしゃっていますし、交通も問題ないということですし、確かに騒音はちょっと基準値を超えていても、これは倉庫なんかで、住宅には余り関係ないということで、問題なしとしているわけでございます。市の方からも意見は出ておりますが、一応対応をしているとみなすということで、9ページにありますように、県の原案は意見「なし」としたいということでございます。もしお気づきの点が何かありましたら。よろしいでしょうか。特段御意見がないようですので、県の意見「なし」という原案は妥当であるとみなして、県の意見どおりで結構でございます。

審議案件2「ファッションセンターしまむらつつみ野店」について

<伊藤会長> それでは、第1の案件は、県の意見そのままです。よろしいということで終了いたしまして、第2番目の案件でございます。

これはファッションセンターしまむらつつみ野店に係る株式会社しまむらか

らの新設届でございます、3番目の案件もしまむらということで、場所もほぼ同じようなところ、向かいという感じで、審議案件の第2と第3とが続いておりますが、第2案件の方からまいりたいと思います。

それでは、事務局の方、お願いいたします。

<事務局説明> (OHP)

(OHP 広域見取図) 審議案件の2ですけれども、店舗の名称が(仮称)ファッションセンターしまむらつつみ野店で、先ほど議長の方からも話がありましたけれども、次の審議案件3も都市計画道路を挟んで向かい合っているということです。所在地は野田市でございます。ここは土地区画整理組合の保留地ということになっております。建物設置者、小売業者は株式会社しまむらで、業種的には総合衣料品を扱う店舗となっております。

右の新設日でございますけれども、17年11月8日で、店舗面積は1,269㎡となっております。開店時刻、閉店時刻でございます。午前10時から午後8時まで。駐車場の利用可能時間帯は、夜の方は午後8時15分まで。荷さばき可能時間帯は午前6時から午後10時までということで、昼間の営業形態、あるいは荷さばきの時間帯ということになります。

ファッションセンターしまむらつつみ野店は、この店舗は、5月26日に、982㎡で、既に店舗を営業しております。

(OHP 周辺見取図) 周辺の環境でございますけれども、先ほど申し上げましたが、土地区画整理組合の造成した土地でございます、現在、住宅はまだ張りついていないんですけれども、これから分譲をするという段階で、しまむらつつみ野店がここに進出してくるということです。左方の方にUNICUS野田店というのが既に出店しております、過去にこの審議会においても審議いただいた店舗でございます。その近くということになります。最寄りの鉄道でございますけれども、東武野田線の愛宕駅から1.7kmということで、江戸川沿いの方に向かったの立地ということでございます。

それから、市町村・住民等の意見ということで、野田市からの意見がございました。

続いて、2ページ目でございますけれども、駐車場の収容台数は充足しております。駐輪場につきましても台数は充足しております。

(OHP 建物配置図) 荷さばき施設につきましては、面積的には77㎡を確保しております、全体で1日のうちに搬出入の車両というのは1台しか来ないということでございます。これも先ほど申し上げましたが、午前6時から午後10時までということでございまして、荷さばき施設、荷さばき計画でございますけれども、これらにつきましては適切あるいは必要な施設が確保されると認められます。

続いて、3ページでございますけれども、経路の設定でございます。ここでは店舗への経路ということで、出入口は3カ所設けられまして、上の方の道路は都市計画道路になっておりまして、左から来る来店客につきましては、右の方の交差点がございますけれども、そこを右折して入っていただくということでございます。右の方から来る来店客につきましては、店舗正面の出入口を使うということでございます。

(OHP 広域見取図) もう少し広範囲の経路でございますけれども、隣が江戸川を挟んで埼玉県ですが、こちらの方からピーク時には27台、愛宕駅の方からの来客がピーク1時間当たり37台ということで、こちらからの来店客が集中いたします。上の方の江戸川と並行して走る道路がございますけれども、そこから来る来店客というのは、ピーク時間で15台程度を考えているということでございます。したがって、埼玉県から、それから愛宕駅周辺の方から来る来客が中心になると考えております。

歩行者の利便性ということでは、出入口に停止線を標示するという対策を講じるということになっております。

廃棄物減量化につきましては、不要なハンガーを来店客に配布する。納品時の段ボールは再利用しますということでございます。

続いて、騒音についてお願いします。

<事務局> では、騒音についてご説明いたします。

(OHP 写真 01) こちらが現地の写真になります。既に大型店未満として営業しております。店舗の隣は自動車販売業、それから都市計画道路を挟んで向かい側が、次の審議案件でお願いしておりますファッションモールです。

(OHP 写真 03) 審議会資料の最後のページに配置図がありますので、あわせて見ていただくとわかりやすいかと思えます。上の写真が出入口2のあたりになります。道路を挟んで向かいは、まだ何も建っていませんが、宅地分譲予定地、こちらが騒音の予測地点のD地点になります。下の写真が出入口3あたりになります。緑色のシートがみえますが、これが一段下がったところは道路をつくっているところ、その他のところは宅地の予定地になります。このあたりが騒音予測地点のCとなります。

(OHP 写真 02) それから、荷さばき施設周辺になります。荷さばきは22時までに行います。こちらは民家がございます、このあたりが騒音の予測地点で言いますとBで、残るA地点というのが自動車販売店の中の地点になります。

(OHP 騒音予測地点図) 審議資料の5ページに騒音の方をまとめてあります。騒音の予測は、先ほどご説明したAからDまでの4地点で行いました。営業時間は昼間だけ、夜間の荷さばきも駐車場の使用も、スーパーではありませんので冷凍機などありませんので、昼間の総合的な騒音の判断だけとなります。

結論といたしましては、基準を超過している地点はありません。環境に与える影響はほとんどないものと認められます。山下委員のご意見も特になしということでございました。騒音については以上です。

<事務局> (OHP 建物配置図) それでは、6 ページ目の廃棄物の保管容量等ですけれども、容量は35m³ということで指針を満たしております。

街並みづくりでは、敷地内の緑化でございますが、ここは土地区画整理事業で整備が行われているということで、開発行為の許可が不要であるということで、特に緑化面積に対する指導はないということでございます。これにつきましては、ほかのところでもこういうような土地区画整理をやったときには、自分の敷地内の緑地の確保はないということは前の審議会でもお話しを申し上げたところでございます。

7 ページでございます。野田市の意見といたしまして、都市計画道路に面して出入口No1というのがございます。もう1つ向かい側の店舗がございますけれども、こと出入口が向かい合っているということを言っております。これについて交通安全上危険であるために、出入口の位置の変更を含め、右折入出庫の禁止等の安全対策を講じることという意見でございます。

(OHP 2店建物配置図) これに対しましては、店舗への案内経路、先ほど申し上げましたけれども、下が今審議しているファッションセンターしまむらでございますけれども、都市計画道路からのお客が入るルートとして、先ほど申し上げましたが、右の交差点を通過して下におりまして、裏の方からの出入口を通過して入庫するというところでございまして、位置の変更を含めてということでございますけれども、これにつきましては、市の方も、こういうことは書いてございますけれども、特段の強制ではないということでは言われておりました。案内経路に従って行くとすれば大きな問題はないかと考えております。

それから、右折入出庫の禁止等の安全対策ということでございますけれども、右折入出庫の禁止というのは、起こり得るであろうということで、向かい合っている出入口から、左の方から来て入り込むような人がいるのではないかと懸念があつての意見だったのだそうですけれども、これにつきましては、特に対策を講じるというところではないのですが、出入口に関して、入庫ではありませんが、右折出庫についてはご遠慮くださいというような看板を設置することで、都市計画道路からのNo1の出入口につきまして、出庫する場合の経路として右折をしないでくださいという看板を出しますということでございます。それから、混雑が予想されるときには警備員を配置して、正規の車両経路を誘導していくということでございます。

次に、出入口No2は左折出庫の案内表示を設けることということでございますけれども、これにつきましても、設置者の方からは警備員を配置して誘導

を行うという対応でございまして、そのほかに左折出庫の案内表示と併せて誘導を行っていくということでございます。

続きまして、8ページ目の総合判断でございますけれども、1から4項目につきましては指針を満たしているということでございますけれども、野田市からの意見につきましては、十分ではないのですが、一定の対応がなされていると認められます。住民の意見がなかったということを考え合わせまして、この店舗の立地に関しまして、指針に照らして必要な配慮がされていると判断いたしまして、県の意見は「なし」と考えております。よろしくお願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。今そのままの図が出ておりますが、野田市の方の意見というのがちょっと問題でして、その向かいに次に審議する店があるわけですね。そこが出入口になるわけですね。道路を挟んですぐ出入口になるという点で、これはまずいのではないかとというのが市の方の意見ですね。特に道路を走ってきて右折で入るという車はなくしてほしい。出る方も右へ出るというのは極めて危険だと。あのあたりが右へ曲がる車があり、出てきて右折していくのがあるという困る。だから、これに対して対応してくれと言われているんですが、しまむらの方は、出入口は動かさないわけですね。ただ、誘導する、右折で入ることをやめさせる、右折で出ていくのもやめるように交通安全の警備員ですか、その指導でやるというぐらいの対応だということですね。出入口が向かい合っているところが一番問題なんですね。個人的には、どうも対応が甘いような気もしないでもないんですけどね。これが私も何とかならないのかなと。完全に右折禁止を徹底させる以外ないだろうと思うんですけども、そのさせ方ですね。というのが最初私が伺ったときの感想ですが、皆さん何かご意見、ご質問がございましたら。

<轟木委員> 先ほどの騒音のときの写真で、荷さばき施設の写真を見せていただけますか。(OHP 写真 02)そこに2台車がとまっているところが荷さばき施設の前ですね。そこは結局、ふだんは社員かだれかの駐車が可能なようにラインが引かれているのですか。横に白いラインを引いていますよね。それは荷さばきのトラックが入ってきたときにはどこに入るのですか。

<事務局> 営業時間が終了した後に荷さばき車両がこちらの方に入って荷さばきをするようになるということで伺っております。

<轟木委員> 荷さばき車両は閉店後に来るのですか。1台と書いてありますけれども、停車時間は15分ですけれども、午前6時から午後10時の間に来るということのように私は読んだのですけれども。搬出入計画のところに午前6時~午後10時、1台と書いています。要するに午前6時から午後10時までの間に1台来るんですね。閉店後に来るのですか。

<事務局> 実際には桶川のセンターを大体午後6時過ぎに出るんですね。ですから、

荷さばき車両がくるのは、午後8時前後になるだろうという理解をしています。

<事務局> 現在、駐車場になっていて、荷さばき車両が来たときに困るだろうという話ですよね。駐車場として使っているのではないかということですね。

<事務局> 失礼しました。荷さばき時間は、午後6時から午後10時の間ということで、閉店時間が午後8時ですので、重ならないということですね。

<轟木委員> 午後8時前ですと、開店時間に重なりますよね。夜の10時だから重ならないと。そうすると、午後8時以降に来るといふことでしょうか。

<事務局> そうですね。

<轟木委員> ちょっと気になったのは、大きい方の地図になると、トラックの位置があつた駐車している位置に重なるんです。道路と駐車場との境というのはほとんど段差なしにしていますよね。ということは、あそこに車がとまっているときには、道路にトラックを止めて荷さばきをするのかということが私は聞いたかたんです。この地図を見たときから、トラック1台しか入らないスペースなので、前に出てバックするときは道路を十分使って荷さばき場所に入るといふこともちょっと気になったんですけれども、この写真を見たら、あそこに常時駐車しているのであれば、駐車場として使っているのであつて、荷さばきの車両を入れるスペースとして使っているようには見えなかつたので気になったんです。

<事務局> たまたまこの時間帯で行つたときに車が2台置いてあつて、これは確かに従業員の車だと思つたんですけれども、本来、荷さばき場ですので、図面にもありますように、奥の方から車が進入してきて、カーブのところではバックして、正面が荷さばき場になるので、それで荷さばきをするという計画になっています。ですので、今の2台とまっているのは恐らく従業員の車であつて、今後は移動せざるを得ないと考えています。

<轟木委員> 前回説明のときにもその質問を私が言つたと思つたんですけれども、そのときにはバックして入るからという説明で、それで納得したんですけれども、そのバックも道路を使ってバックといふのは余り好ましくないのではないですかといふ話をしたと思つたんです。それで終わったんですけれども、きょう見ていると、完全に駐車場としてラインを引いているのかなといふふうにはここからは見えません。だから、常にあそこは駐車場として使うといふふうには読み取れたんですよね。

<事務局> これは従業員の駐車場を兼用しているわけですね。

<轟木委員> そのトラックが入ってくるスペースで、従業員の車を出したり入れたりといふことの作業を実際するのでしょうか。

<事務局> そういう場合もあり得ると思つたんですけれども。

- < 轟木委員 > でも、本来、荷さばき場の駐車スペースですから。来て作業するのは15分だから、あそこは社員用に駐車スペースなのだという説明かもしれませんが、少なくとも荷さばきのスペースなのですから、ああいうふうに二重に使ってよろしいのでしょうか。
- < 伊藤会長 > 荷さばき場の使用については何か規定はありますか。荷さばき場は荷さばき場として専用を使うのであって、従業員がどうかというのは、何か規定みたいなのはあるのでしょうか。
- < 事務局 > 説明の方が重複してわかりづらいので、まとめてお話しします。図面の方を見ていただきますと、今、轟木委員ご指摘のところは荷さばき施設という形になっておりまして、駐車するようなラインも何も引かれておりません。これはたまたま引いてありますけれども、今そういった形で仮に使っているという形で、届け出たところにはこういったマークをするようになっておりません。いずれにしましても、ここは荷さばき車両が来て、バックして作業するところですから、そこを駐車場と兼用するというのは好ましくないの、そういうことのないように指導いたします。
- < 伊藤会長 > そうですね。やっぱりちょっとまずいと思いますね。どけて何とかとやるよりも、道路でやってしまうという可能性がありますからね。
- < 轟木委員 > ラインが入っていなければ、私は駐車専用だと思わなかったんですよ。
- < 伊藤会長 > 従業員はあそこへとめていいと言うからなんですよ。とめてはいけないうんえん、それで一発でおしまいですね。それを利用させているからいけないのでね。だから、ラインなんかは本当は必要ないはずですね。
- < 轟木委員 > この説明を受けたとき気になったのは、バックする段階から公道を使うというのがちょっと気になって、その辺を見ていたんですよ。そうしたらラインも入っているということで、二重に余り好ましくないのではないかなと思ったものですから発言しました。
- < 伊藤会長 > それでは、室長のご意見がありましたように、口頭で、こういう意見が出たので気をつけるようにと。公道を使用する場合があるのではないかという疑念も起こる余地があると、こういうふうにお問い合わせいたします。
- < 事務局 > わかりました。
- < 伊藤会長 > ほかに何かありますか。
- < 轟木委員 > 回答はいただけるのでしょうか。
- < 事務局 > いずれにしましても、あそこはラインを引いておりますけれども、届け出たところでは荷さばきの施設として使う形で、駐車場に使うような形にはなっておりませんので、そのようなことは……。
- < 伊藤会長 > どうするのだと一応聞いておいてください。
- < 事務局 > はい。

<伊藤会長> 轟木委員も覚えておいてください。

<轟木委員> わかりました。

<伊藤会長> ほかによろしいですか。さっきの野田市の意見のところは何か甘いような感じがするんですけどね。図面の方を出していただけませんか。

(OHP 2店建物配置図)これは私が個人的に出したものです。矢印があるんですけども、出ていくときはあっちへ出ていけ、右へ行くなよということですね。それから、入ってくるのはしようがないですね。ところが、上からここを右折して入ってくるおそれがあるので、これも市の方の意見ではちょっと文句が出ているわけですね。その真っすぐ上にもう1つのお店の出入口があるということです。出口を変えろとまでは言えないだろうと思うんですが、警察の方はこれでいいんですか。これは交通問題だから、県警は何か一言あったと思うんですけどね。

<事務局> 県警の方からは、こちらのファッションセンターしまむらの出入口につきまして、No3の出入口が交差点内の位置にありますので、交通安全上不適であるので、道路管理者の許可の協議を確認してくださいという話がありました。それ以外は特にありませんでした。

<伊藤会長> では、上の方は問題なかったわけですね。

<事務局> こちらにつきましては、しまむらの方から警備員を配置しますということと、ここに右折出庫ご遠慮くださいという看板を2カ所設置するのと、あとここに停止線を設けますというお話がありまして、これを県警の方に話しましたら、こちらの方は特におっしゃっていませんでした。こちらにつきましては、交差点内にあるように見受けられるので、市の方に確認してくださいというお話でございました。

<伊藤会長> そうすると、下の方の入り口について、県警は、T字路にあるのだからどうかなという意見があって、野田市の方の意見を聞けと言ったわけですね。野田市は何と言ったのですか。

<事務局> 現在、このところは土地区画整理組合の仮換地の状態でございます、区画整理組合が管理するような道路になっております。将来的には市の方の市道になりますので、市の方の土木部の管理課が将来管理者ということになるわけですが、市の方に確認いたしましたら、T字路の突き当たりには出入口を設けることにつきましては、特に支障がないのではないかというお話でございました。平成11年の9月に建設省の通知が出ておりまして、ここで出入口の基準を例示しているわけですが、その基準で申し上げますと、T字路の突き当たりには出入口を設けることができるという基準になっているということで、市の方といたしましては、出入口を設けることについて可能ではないかというお話でございました。

<伊藤会長> 県警の方はちょっとクレームというか、気になるから確認してくれと。ところが、野田市の方は特に問題にしない、いいということですね。

<事務局> はい。

<榛澤委員> 今の先生がおっしゃっているのは本当に心配なところで、これは右折専用レーンがありますよね。右折専用レーンをこの入口よりも前の方に持ってくれば確かに先生がおっしゃったように前の方から入ることができませんし、右折からは入ってくることはできないんですけれども、この場合ですとずっと左側に寄っていますので、完全に右折で入ってくるわけですね。

<伊藤会長> 入ろうと思ったら入れるわけです。

<榛澤委員> ですから、もし理解が不十分だとすると、ここをもう1回検討していただいた方がいいかもわかりませんね。

<伊藤会長> 警備員が立っていて、入っちゃいかんと言うのかね。

<榛澤委員> それはできないでしょうね。事故があった場合は問題ですからね。

<伊藤会長> これは警備員が何をするのか、よくわからないんですよ。

<事務局> 冒頭お話し申し上げましたけれども、この店は既に1,000㎡未満でこの形で営業しているところでございます。それで、こちらの方は道路管理者と協議しまして、ここで道路をつけるという形で一たん野田市自体が認めているお話でございます。ですから、今、図面上ではないのですけれども、こちらが新しくできる方ですけれども、こちらが近過ぎる。こちらの方のお店から直接この道路を突っ切って進入してくるのではないかということで、少しずらした方がというのが野田市の意見ですけれども、いずれにしましても、これは道路構造上の問題にも絡みますので、そういうふうな運用がよく見られる場合には、こちらにポールを立てて安全対策をやるとか、そういう形になると聞いております。これは道路の関係ですので、この道路の関係について設置者でありますしまむらさんにどうのこうのという形はできませんので、運用状態を見て、ここを相互に横断して直接こちらのお店からこちらのお店へ、あるいはこちらのお店からこちらへという運用が見られて危険な場合は、道路管理者としてそういうことができないようにポール等を立てて、そういう運用を防ぐというふうに聞いております。

<伊藤会長> 室長、従来そこでしまむらは開店をしているわけですから、道路を右折で入るということは余りないのですか。車は左手の方から走ってくるわけですね。

<事務局> 我々も年がら年じゅう監視しているわけではないので、確定的なお答えはできませんけれども、経路としては迂回という形になりますけれども、今のところまだ余り交通量がないので、絶対安全だなと確認したような場合には、こちらへ来るケースも実際にはあるのかとは思いますが。

- <伊藤会長> あるわけだよね。
- <事務局> すいていればですね。
- <榛澤委員> 県警が言うはずだと思いますけどね。
- <事務局> そうです。
- <伊藤会長> わかりました。だから、もし新規で向こう側ができると、さっき室長がおっしゃったように、向こうの方から横断してくる。これだけは何とか防止したいですね。
- <古宮委員> このマークは何ですか。
- <事務局> これはこれから工事をする施設になっておりまして、現在まだ街路樹が植わっている状態ですので、この図面上は植栽ということで、こういう形で書いてしまっていますが、今後、こちらの施設を建設するに当たりまして、この植栽のところを市の方の許可を得まして植栽をどけて、それで出入口にするという形になろうかと思えます。
- <伊藤会長> 取るらしいです。植わったままなら来られませんよね。ずっと取っちゃうんですか。
- <古宮委員> 取らなければ入れない。
- <伊藤会長> 道路にするのだものね。
- <古宮委員> 要するに、道路のところポールを置けばいいだけの話なんですよ。
- <事務局> (OHP 写真 01) 次の3つ目にご審議いただく案件かと思えますが、こちらの方はまだ更地の状態になっておりまして、この道路のわきに木が植わっております。この木の向こうに歩道がありまして、その向こうにファッションモールという建物をつくる計画でございます。
- <古宮委員> 室長がおっしゃるように、これは店舗に要求できないですね。
- <事務局> そうですね。ただ、実際問題、その辺の危険がある場合は、それを防ぐための施策は市の方でも……。もともとそこの道路管理者は市になるんですけども、市の方でいいと言っておりますので、我々自身としても、それ以上のことは設置者に対しては厳しいだろうという見方でございます。
- <伊藤会長> 警備員で十分に安全対策をやってもらうということを期待する以外、言いようがないですね。
- それでは、ほかにもしなければ、轟木委員の方から宿題をいただきまして、確認をしていただく。次回か、しかるべきときに、どういうふうになっているのだと。荷さばき施設なのに従業員の駐車場と兼用するというのは、線も引いてあるから、これはどうするのかということですね。確認をして聞いていただくという宿題を残しまして、審議を続けます。
- <事務局> ちなみに、今は運用しておりますけれども、まだ大規模店舗としての運用ではございませんので、1,000㎡に満たない形でやっております。です

から、例えば、うちの方でこれから意見「なし」で仮に出しまして、それでオープンした後、この状態ですと今おっしゃったこととなりますけれども、今はまだこれは大店法ではございませんので、そこをちょっとご留意願いたいと思います。

<伊藤会長> まだこういう形でも、言ってみると大店法の法の縛りがありませんから自由な形でできるわけですね。しかし、今度はそうはいかないわけですよ。そうはいかなくなりますよということを言っておいていただく。それで、どうしますか、前のようにはいきませんよと、こういう意見が出ました。

<事務局> これは届け出たとおりにやっていた形になっていますので、届出の中には、ここはこういった駐車スペースに一切なっておりませんで、すべて荷さばき施設という形で届けておりますから、もし違っていれば厳しく指導いたしますし、届け出たところと違うという形で対応することになると思います。

<楠木次長> 口頭でもそうしておくようにしてください。

<事務局> はい。

<伊藤会長> ありがとうございます。そういうことでございますが、一応確認をしていただく。

それでは、第2番目の案件は、結論的には、いろいろご意見が出ましたが、総合判断として8ページに県の意見の原案は「なし」と。次の文章は毎回、県の意見「なし」という場合にただし書きがついておりますとおりでございます。それでは、これではよろしゅうございましょうか。それでは、この案件、県の意見としては「なし」を妥当であると判断をいたしました。

審議案件3「つつみ野ファッションモール」について

<伊藤会長> それでは、審議案件としては最後でございますけれども、3つ目、つつみ野ファッションモールの案件でございます。これはまた株式会社しまむらが建物の設置者でございますして、しまむらともう1つ、株式会社アベイルが小売業者として入る。2社が営業するという形でございます。

それでは、この案件の説明をお願いいたします。

<事務局説明> (OHP)

(OHP 建物配置図) 審議案件の3でございます。店舗名、設置者、小売業者は、ただいま議長の方から説明のあったとおりでございます。この2店舗でございますけれども、株式会社しまむらの方は衣料品、靴とかベビー用品、幼児用品というんですか、3歳から6歳くらいまでの年齢の衣料品を販売する。株式会社アベイルは若者向きを中心にした衣料品を販売するという業種の構成になっています。

新設日ですが、平成17年11月8日を予定しております。

店舗面積は2,041㎡、これは2店舗の合計面積でございます。開店時刻、閉店時刻でございますけれども、午前10時から午後8時、それから午後9時と店舗によって時間がずれております。そのほか、荷さばき可能時間帯につきましては午前6時から午後10時までとなっております。

周辺の環境につきましては、先ほど申し上げましたのでご理解いただけたと思います。

市町村・住民等の意見ですが、やはり野田市からの意見がございました。

続いて、2ページですが、駐車場の収容台数でございます。届出台数は81台となっておりますけれども、指針上の必要駐車台数が86台で、これにつきましては指針を満たしていないということになります。この差の5台分をどうするかということで、5台分につきましては、反対側にあるしまむらつつみ野店の方に余裕があることから、その5台を補いますということでございますけれども、これは届出台数が81台でもう既に足りないということになっておりまして、向かい側のファッションセンターしまむらつつみ野店の方で使うという正式な届出にはなっていないということでございます。このことにつきましては、この状況の考え方をどうするのかということで、立地法の第14条により報告を求めました。そうしましたら、特別な事情ということで、業態とか既存店の実績で必要台数を計算してくるということで、実際計算をしてきておりますけれども、その計算の方法が適切でないということで、これにつきましては修正を要すると考えております。

それから、出入口が5カ所ありますけれども、第1の出口は先ほどのNo1のところでございますけれども、都市計画道路に沿ったところ出入口No1とNo2がございます。No3の出入口は、店舗の裏の方になりますが、2カ所、No4は、今示しておりますけれども、荷さばき作業の場所のところ駐車場を確保するというので、ここは狭いということがあります。No5も一般の来客駐車場と荷さばき施設、荷さばきに入ってくる車の搬入路が重なってしまっているということになっておりますけれども、全体で出入口は5カ所つくるといってございまして。

これにつきましては、特にNo4の出入口でございますけれども、都市計画道路の交差点付近ということで、そこに一般車両の駐車場を設けるといっては安全面から見て適切ではないと考えておりまして、再検討が必要ということで私どもの方は考えております。

駐輪場につきましては、指針を上回っているといえます。

荷さばき施設でございますけれども、面積は136㎡ということですが、これは2カ所分の荷さばきです。店舗が2つあるということで、それぞれのところに荷さばき場を設けるといってございまして。先ほどと同じですけれども、

搬入車両は各1台が午前6時から午後10時まで入ってくるということで、作業可能台数としても各1台ということ想定しているわけです。やはりNo4でございますけれども、荷さばき車両は、都市計画道路の今指している交差点がございますけれども、その先へとまって、そこからバックして入って荷さばきを行うということで、公道をバックして荷さばき場に入るとということで、これにつきましても、施設は確保されているんですが、出入口への入出庫については、これは再検討する必要があるのではないかと考えております。

経路の設定につきましては、ほぼ同じ場所ですので、先ほどの条件とそう大きく変わるというものではございません。

続いて、歩行者の通行の利便性ということですが、これも先ほどの話と同じでございます。出入口に停止線を標示するとかということで安全性を確保するというところでございます。廃棄物の減量化、リサイクルについても、前に話した内容と同じでございます。

騒音をお願いします。

<事務局> では、騒音の方を説明させていただきます。

(OHP 写真 01) しまむらの説明の時に見ていただいたのはファッションモールをしまむら側から見たものでしたが、これは反対側から見たところの写真です。都市計画道路を挟んで営業しているしまむらがあり、写真手前はまだ未開通の道路で、その間の草地が店舗予定地です。未開通の道路を挟んだ向かいには住宅予定地で、こちらは今現在草地です。出入口4というのは画面左あたりとなり、ここを、もうちょっと大きくしたのが下の写真になります。騒音の予測地点は、ここに写っている民家と現在草地である宅地の予定地になります。

(OHP 写真 02) こちらが先ほどの荷さばき施設近辺を都市計画道路側から見たところ。このようにフェンスで覆われた状態で、中には入れません。

(OHP 写真 03) これで写真は最後ですけれども、アベイル側の荷さばき施設のあたりになります。こちらの工事用の建物から奥はしまむらの土地ではありません。こちら騒音の予測地点になります。

(OHP 騒音予測地点図) 審議資料の5ページに騒音の予測の結果をまとめてあります。今、お話ししたAからDまでの4点で騒音の予測をしました。先ほどのしまむら同様、夜間の作業、動く設備が全然ございませんので、昼間だけの予測になりまして、すべての地点で基準を満足しております。

山下先生も特にご意見なしということでした。

騒音については以上です。

<事務局> (OHP 建物配置図) 続いて、6ページですが、廃棄物の関連で、容量は75m³ということで充足しております。

街並みづくりでございますけれども、これも先ほど申し上げたとおりでござ

います。

7ページの野田市の意見ですが、前の案件と内容が同じでございます。これはファッションモールの方から見た意見でございますので、出入口No2というのがございますけれども、これがファッションセンターしまむらのNo1と向かい合うということでございます。

それから、出入口No5についてでございますけれども、これは可能な限り交差点からずらして出入口をつけるということでございます。これにつきましては、そのままの状態を保ちながら、警備員を配置して誘導を行うということになっております。

それから、検討の状況というところで、これらについて、やはり立地法の第14条で不明な点があったということから報告を再度求めたものでございます。それに基づきますと、出入口につきましては停止線を標示するということですね。それから、No1とNo2につきましても、右折出庫はご遠慮くださいという看板を設置するという報告を受けております。

8ページ目の総合判断でございますけれども、駐車場の収容台数の件でございますけれども、必要台数を満たしていないということで、これに対して立地法の第14条に基づいて報告を求めました。それによりますと、特別な事情による必要台数の積算について回答があったところでございますけれども、なおその報告の積算内容に修正を要する点が認められるということでございます。それから、出入口No4に設置される来客用駐車場は、入出庫時の安全を考えると駐車場として利用することは不適當であると考えられる。駐輪場につきましては充足している。

続いて、2番目の荷さばき施設でございますけれども、必要な施設が確保されていると認められるが、出入口No4を利用する荷さばき車両等の入出庫について安全面から再検討すべきである。

そのほか、野田市からの意見につきましては、十分ではないけれども、一定の対応がなされていると認められる。

これらのことから、店舗の立地に関しまして、県の意見を設置者へ通知することが必要と判断いたしまして、県の意見として3点ほど意見を述べることを考えております。1点目、「駐車場の収容台数について、指針の必要台数を満たしていないので、適切な対応策を示してください」。2点目、「出入口No4に設置される来客用駐車場について、安全面から適切に見直しを行ってください」。3点目、「出入口No4を利用する荷さばき作業等について、安全面から適切に見直しを行ってください」。以上、3点につきまして県の意見を述べることを考えております。よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。済みませんが、最初に私からお尋ねしたいん

ですが、必要な駐車場の台数が足りないまま出してきたわけですね。そして、既に営業している、今度大型店になる向かい側のところには、届出を見ると、さっきの審議案件2の台数は6台余裕があるわけですね。49台が基準のところ、55台。その台数分を審議案件3のときに借りるということは全然考えてきていなかったんですか。

<事務局> (OHP 駐車場2店配置図：)上の方が5台分不足しておりますので、もし下のファッションセンターしまむらの方から5台を持ってくるとすれば、ファッションセンターしまむらとしては50台の届出をしなくてはいけないわけですね。55台ではなくて、ファッションセンターしまむらとしては50台の届出をしなくてはならないことになります。

<事務局> 事実関係だけ確認しておきますけれども、こちらは新規で、これからつくろうとするところの店舗ですね。こちらは指針に基づいて計算しますと86台必要ということで、しかるに81台で届出があった。したがって、差し引き5台足りませんよという形になりますね。既に小規模店舗で運営しております、こちらの方が大店並みにしたときの形で必要駐車台数49台と計算で出ますが、これに対して55台分ある。したがって、6台の余裕がございます。この6台の中から足りない5台分を相互に融通するから、それで対応しますよというのが今審議している案件の届出内容でございます。

それに対して私どもが申し上げたのは、そういった考え方ができないでもないのですが、それをやる場合には、こちら側に隔地駐車場として5台分をこちらからとる。その結果、こちらの必要台数を5台分落とすという変更届をすると同時に、隔地駐車場としてこの分から5台使いますよ、そういうふうな申請であれば、それはあり得たと思います。ですけれども、ただ単に井勘定で、こちらの分を使う予定だからいいでしょうという届出だからアウトですよ、つづめて言えばそういうことでございます。

<伊藤会長> 向こうは対応をどうしようにするかわからないとしましても、そういうふうに変更届を出されたらどうですかということはおっしゃったような気がしますかね。

<事務局> もう少し続けますと、今そういう届出が出されてきまして、いずれにしても、指針で定める必要駐車台数の5台分はこちらからの流用という形ではだめですから、足りませんよということに対して、しまむらさん側は方向を変えて、類似店舗等を調べて、そちらの方では実際に来るのは非常に少ない、だから、ここの利用も少ない、だから、81台でも足りる、そういうふうな資料が特別な事情という形で出てきたわけですが、その特別な事情たる算定根拠が不十分だと。1つは、しまむらも全国展開しておりますので、そちらのいろんなデータを使ってやっているのですが、例えば、来客の数を予測する

場合にレジの通過人数を使っていたり。そうすると、レジの通過人数というのは、あくまでも来たお客様の中で買い物をされただけのお客様ですから、実際にはそれよりも人数が多いわけですね。ですから、レジ通過人数のみを使っているというのも不十分だし、あと算定方法についてもいろいろ疑問がございまして、それは使い物になりませんよということを申し上げているわけです。ですから、再度81台をもって足りるという根拠をきちんと示していただいて、我々が納得できるようなものでないとだめですよという意見をつけようかなという形が意見の1点目です。

あと会長さんからあるように、もう1つの解決策としては、変更届をして、こちらの5台分を単なる井勘定で流用するのではなくて、正式な形で、こちらの駐車場の5台分はこちら用に使います、したがって、こちらの届出台数から5台落とします、こちらの正式に位置づけられた隔地駐車場の5台と既に用意している81台、合わせて86台でぴったり合いますのでという解決方法もあろうかと思えます。それはどういうふうになるかわかりません。

<伊藤会長> そちらの方が手続的にも 変更届は厄介だとか何とか言うかもしれませんが、その方がクリアですよ。片方で独自の類似店舗で、怪しげな根拠を出してこられるよりも……。類似店舗の方はいろんな問題点があるから、しまむらとしては本当は変更届を出すべきだと思うんですよ。

<事務局> ご案内のとおり、届出を出すに際しまして、通常ですといろいろな行政側とやりとりがございまして、その辺の部分の意見確認とか意思確認を相互にやるんですけども、しまむらさんが行政指導という形は受けないと。それで、協議をやることなく、いきなり書類で提出されますから、しばしばこういう問題が起こるんですけども。

もう1点補足しておきますと、今、現状では5台ですが、先ほど申し上げましたように、こちらの部分の荷さばき施設の問題ですね。これは大きな道路で、今はまだ人がそんなに張りついておりませんから、そんなに通過量もないのですけれども、将来的にこれはメインの道路になると思われれます。そうしますと、今の計画ですと、こちらに入る場合に、公道をこちらからこちらへ進行して、これからバックして公道を逆走すると同時に、これは将来歩道になりますから、歩道もさらに横切った形で狭いところに入る形になるわけですね。なおかつ、こちらの方も駐車場で、こちらの場合は実際に必要駐車台数としてカウントしているわけですね。3台分ですね。これはやはり問題だろう、余りにも危険ではないかということで、これに意見をつける。ですから、実は、今、会長からご提案があった5台だけではなくて、この3台分も落とさせていただかないといけませんから、今度8台分になりますから、単純なやりとりだけでは済まない状況になってきています。

- <伊藤会長> わかるのですけれども、それはそれで、こちらの3台が危ないから向こうはやめるかどうかはわからないわけですよ。だから、それはわからないので、あくまでも今出されたところで5台が問題だと思うんですよ。その3台をどうするかは、やめて足りなくなったら向こうがまた考えることですよ。だから、こちらが8台減ると考える必要は現在のところなくて、5台の扱い方法をどうするかが問題だと思います。
- <事務局> いずれにしましても、これらの意見について総合的にどのような対策をとられるかは意見を受けた後の設置者側の対応になりますので、それを見ませんとどうなるか予測はできませんけれども、今届けられた状況で見ると、まずは駐車場の必要駐車台数の問題についてクリアされていない。この点についての意見が1つ。それから、こちらについて公道を逆走してバックで入る。しかも、歩道を横断する。しかも、そのところにお客様用の駐車場までやっている。これはちょっと危険でしょうというのが2点ですね。
- <伊藤会長> 荷さばきの車が公道からバックする。あれが第3点ですね。
- <轟木委員> 計算の中に入れていたわけですからね。
- <事務局> そうですね。ですから、この辺を見直していただかないと、この届出に対しては、このままで意見「なし」というのはいきませんよというのが今の我々の見解でございます。
- <伊藤会長> 私も個人的には県がおっしゃることは当然だろうと思いますけどね。左の上は交差点に近いですけれども、そのまま誘導員でやるというわけですよ。
- <事務局> これは、出入口につきましては道路管理者、すなわちこの場合ですと市道ですので、野田市の道路部局がそれでいいと言っているわけですね。それについて、今さら我々の方でどうのこうのというのはおかしい話ですし、市の方も、どうしてもまずいのですか、義務的なぐらいまずいのですかということでもなくて、できればというふうな希望的な意味合いが強いということで、あえてこの点については意見は述べないということに整理させていただきました。
- <伊藤会長> ということで、もう既におわかりのように、書いてあります3点について意見をつける。どういう対応になるかは全く予断が許さない。事前調整的なことを拒否しているという申請者のスタンスですから、こういう形で言う以外ないというのが県の意見でございますが、何かご質問なりご意見はありますか。
- <古宮委員> バックで入れると言ったら、No5のところも同じではないのですか。そこもバックですよ。頭から入れるのですか。
- <事務局> こちらにつきましては、しまむらさんの方に確認しましたら、頭を前に振りまして、中で切り返しができますという話でした。
- <古宮委員> そうすると、お客さんが駐車していたら、それはできませんね。
- <事務局> そうですね。

- <古宮委員> もう1つ、さっきのNo4のところは、頭から突っ込みますと言われたらどうするのですか。
- <事務局> ここに横断歩道がございまして、出入口をそれよりも右側に設ける予定になっておりますので、頭から入ることはできないと思います。いったん止めてバックという形になるかと思えます。
- <榛澤委員> 頭から入るよりバックした方が狭くて入るのです。ですから、多分そうではないですか。
- <古宮委員> そうなんですけれども、苦肉の策で頭から突っ込みますと言われたらどうなるのかなと思えますが。
- <轟木委員> 出るとき今度バックで、出なくてはいけない。
- <長谷川委員> アベイルというのは、しまむらとどういう関係ですか。一緒にやるみたいだけど、アベイルというのは関連会社ですか。
- <事務局> 関連会社です。
- <長谷川委員> 若者向けの衣料と言いましたね。ということは、しまむらが2つつくるというのは、客層が違うということでもいいのですね。客層は、上の方は子供とか何かの若者向け、下が中高年ということですか。
- <事務局> そうです。基本的にしまむらは実用衣料を安価な値段で提供するということで、ユニクロさんに次いで業界たしか第2位だと思います。それで発展してきたのですけれども、ここに来まして、単なる実用衣料だけということではなくて、いろいろ年代層に合わせて品ぞろえもしていけないといけないということ、アベイルでありますとか、あとは子供さん用のパーズデイとか、いわゆる客層ごとにある程度品ぞろえを変えて、そういった展開も始めております。同時に、そういった実用衣料から年代別の構成に合わせたものまで、これを1つのモール形式でやるような形での出店が最近はふえてきております。
- <榛澤委員> 先ほどしまむらは全国展開だという話ですね。それで、行政指導には乗らないというのは、千葉県だけについては行政指導に乗らないけれども、ほかの県では書類ではなくて行政指導を受けてやっているのでしょうか。
- <事務局> 全国的に同じようにということでございます。
- <事務局> こちらは他の都道府県におきましても、すべて同じでございます。いわゆる行政指導には従わないということで、あくまでも法令にのっとりやる。行政指導というのは法令に書いていないことをいろいろやりとりするわけで、そういうふうな形はしないということでやられております。
- <伊藤会長> 本部はたしか埼玉県ですよね。埼玉県を中心に関東にやっているのですが、どうも全国といいましょうか、ある県ではこう、ある県ではこうというふうにはなっていないくて、今室長がおっしゃったように、どこの県でも同じようなスタンスだということですね。

いかがでしょうか。ともかく注文の方は3つつけたということでございますが、これは県の意見が妥当だと考えてよろしゅうございますよね。今の県の3つの意見につきまして特段ご異論がないと思われまますので、あえて繰り返しませんが、県の意見として書かれております8ページの(1)から(3)まで、これを審議会としては妥当であると承認したいと思ひます。ありがとうございました。

議題(2)変更の届出等に対する県意見の報告に係る議事については、次のとおりであった。

<伊藤会長> それでは、3つの審議案件は、3つとも県の意見が妥当であると我々は判断をいたしております。審議案件は終わりました、あと報告案件がございまして、2件別にとじてございます。これを簡単に説明をお願いします。

<事務局> 報告案件は2件です。1件目の馬込沢駅西口ショッピングセンターですが、これは駐車台数の減少ということでございして、この店舗は隔地駐車場があったのですが、この隔地駐車場の賃貸借契約が解約されたということで、54台が減少するということでございますけれども、指針上の必要台数は満たしているということでございます。

2番目のケーヨーデイツー明神町店というのは、先ほど審議案件1にフードプラザハヤシというのがございましたけれども、そこと隣り合わせて設置されている店舗でございまして、ここは当初175台あったものが、今回106台に減少させるということでございます。ケーヨーデイツー自体は106台というのが指針の必要台数になっておりまして、必要台数は確保されているということでございます。この106台ですけれども、一部ハヤシの方で隔地駐車場として台数を設けるといふことで、ハヤシの方に食い込んである部分の台数につきましては、はっきりケーヨーデイツー分とハヤシ分の駐車場ですということを識別するということと考えております。

以上でございます。

<伊藤会長> 市町村の意見「あり」といふのはどのようなものですか。

<事務局> 銚子市の意見でございますけれども、これは先ほどのフードプラザハヤシの方の意見と類似しております。1つは再利用等を行うことによつて減量に努めてください。騒音規制法に定める特定施設がある場合には届出をすることという、以下のような3項目の意見がございまして、これにつきましては、該当するものがあればそのように対応すること、あるいは再利用を行い、減量化に努めますといふことで、2ページ目の県の意見の理由の(2)の方に記載してあります。これらを総合しまして、県の方は意見「なし」といふことで処理させていただいたものでございます。よろしくお願ひいたします。

<伊藤会長> この報告案件の2つにつきましてご質問はございますか。もし特段のご質問がなければ、報告事項を承認したということにいたしたいと思います。ありがとうございました。

議題(3)その他

次回開催の日程確認(第44回千葉県大規模小売店舗立地審議会9月26日(月)午後2時から)を行った。

7 閉 会 : 午後3時53分

以上